

随意契約見直し計画

平成 19 年 12 月

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

1. 随意契約の見直し計画

(1) 平成 18 年度において、締結した随意契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、平成 19 年度から順次一般競争入札等に移行している。

【全体】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)				(0%) 0	(0%) 0
一 般 競 争 入 札 等	競争入札			(61%) 25	(82%) 1. 12
	企画競争	(7%) 3	(4%) 0. 06	(22%) 9	(11%) 0. 15
随意契約		(93%) 38	(96%) 1. 30	(17%) 7	(7%) 0. 09
合 計		(100%) 41	(100%) 1. 36	(100%) 41	(100%) 1. 36

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)				(0%) 0	(0%) 0
一般競争入札等	競争入札			(50%) 1	(82%) 0.09
	企画競争	(0%) 0	(0%) 0	(0%) 0	(0%) 0
随意契約		(100%) 2	(100%) 0.11	(50%) 1	(18%) 0.02
合 計		(100%) 2	(100%) 0.11	(100%) 2	(100%) 0.11

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等以外の者】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)				(0%) 0	(0%) 0
一般競争入札等	競争入札			(62%) 24	(82%) 1.03
	企画競争	(8%) 3	(5%) 0.06	(23%) 9	(12%) 0.15
随意契約		(92%) 36	(95%) 1.19	(15%) 6	(6%) 0.07
合 計		(100%) 39	(100%) 1.25	(100%) 39	(100%) 1.25

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

(2) 随意契約によることができる場合を定める基準について、以下のとおり改正した。

- ・ 工事又は製造について、「500万円を超えないもの」から、「250万円を超えないもの」に変更
- ・ 工事又は製造の請負以外の契約について「300万円を超えないもの」から、財産を買い入れるとき「160万円を超えないもの」、物件を借り入れるとき「80万円を超えないもの」、財産を売り払うとき「50万円を超えないもの」、物件を貸し付けるとき「30万円を超えないもの」、財産の売買及び物件の賃借以外の契約「100万円を超えないもの」に変更

(3) 随意契約の公表の基準について、以下のとおり改正した。

- ・ 工事又は製造について、「500万円を超えるもの」から、「250万円を超えるもの」に変更
- ・ 工事又は製造の請負以外の契約について「300万円を超えるもの」から、財産を買い入れるとき「160万円を超えるもの」、物件を借り入れるとき「80万円を超えるもの」、財産を売り払うとき「50万円を超えるもの」、物件を貸し付けるとき「30万円を超えるもの」、財産の売買及び物件の賃借以外の契約100万円を超えるもの」に変更

2. 随意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み及び移行時期

随意契約によることが真にやむを得ないもの以外、平成19年4月から順次一般競争に移行しつつ以下の措置を講じることとしている。

(1) 総合評価方式の導入拡大

総合評価方式については、文部科学省の基準に準拠することとし、該当する案件がある場合は当該基準に則り実施する。

(2) 複数年度契約の拡大

平成19年度から順次実施しており、平成19年度上半期において電子計算機のリース、電子複写機の賃貸借について複数年度契約を締結した。今後も対象案件があれば複数年度契約を実施する。

(3) 入札手続きの効率化

競争参加者が広く競争に参加しうるようホームページに掲載することにより入札公告方法の効率化を図っている。また、一般競争入札等の拡大に伴う業務量の増加を勘案し、今後、電子入札の導入について検討を行う。

(注) 個別の契約の移行時期及び手順については、「随意契約の点検・見直しの状況」に記載